



## 第 31 号

### 社団法人 岐阜県浄化槽連合会 会誌

発行日 平成18年 5月20日  
発行所 岐阜市六条大溝 4-13-6  
発行者 社団法人 岐阜県浄化槽連合会  
会長 玉川福和  
電話番号 058-274-0617  
FAX番号 058-275-7045

## 目 次

総務省「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」の報告書から .....	1
平成17年度浄化槽実務者研修会開催 ...	2
あいさつ	
岐阜県環境生活部長 猿渡要司 ...	2
「画竜点睛」	
(社)岐阜県浄化槽連合会会長 玉川福和 ...	3
「浄化槽法改正と今後の維持管理の取組について」	
(財)日本環境整備教育センター理事 大森英昭 ...	8
「質疑応答」	
質問・意見に対するパネリストの回答 ...	13
浄化槽保守点検記録票 .....	18
都道府県別汚水処理人口普及状況 .....	19
浄化槽法定検査の受検状況 .....	20

## 総務省「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」の報告書から

総務省の「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」が平成18年3月に研究会の提言という形で報告書を発表した。

その中で、下水道事業は、長期期間と多額の投資を必要とするものであり、整備については計画的に行われる必要がある。特に処理施設の選択に当たっては、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽など多様な処理施設の中から地域の特性に合った最も効率的なものを選択するよう十分留意する必要がある。

また、下水道事業の汚水資本費に対する財政措置を検討するに当たっては、汚水私費の原則及び独立採算の原則を踏まえ、適切な使用料徴収を行っていくことが前提であり、各団体において安易な一般会計からの繰り出しを行うことのないよう、繰出基準の設定及び地方財政計画への計上を行うべきである。など提言している。今後県、市町村にどのような変化が見られるか注目する必要がある。

# 平成17年度浄化槽実務者研修会

## 3日間、3会場で開催 受講者700名 行政も参加

平成17年度浄化槽実務者研修会が、当連合会と岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会との共催で、今年度も3日間、3会場に分けて開催されました。

第1回	平成18年2月27日	長良川国際会議場	参加地域	岐阜・西濃
第2回	2月28日	同	同	中濃・東濃
第3回	3月8日	高山市民文化会館	同	飛騨

今年度は市町村の浄化槽担当者も参加され、受講者は700名でありました。

あいさつ

岐阜県環境生活部長 猿渡要司

浄化槽連合会が主催で、例年、実務者研修会を開催されておりますが、浄化槽の施工・保守点検・清掃・法定検査に係わる皆さんが、このようにより一層の資質の向上に努められていることにつきまして敬意を表したいと思います。

さて今年度、浄化槽について大きな動きがありまして、一つは浄化槽法の改正であり、もう一つは国庫補助金制度の改正であります。

本年2月1日から施行されております改正浄化槽法ですが、浄化槽の置かれる位置づけの変化を踏まえて、法の目的に「水質の保全」が明記され、放流水の水質基準が新たに設定されたということがあります。これで本当に下水道と同等以上になってくると考えております。また、本県の11条検査受検率が、らくらく契約のご努力によりまして、平成16年度は80%を超しており全国1位であります。これは本当に皆さんのご努力の賜物だとありがたく思っております。

公共水域の水質の保全のためには、より一層維持管理の徹底が求められています。そこで、県としても11条検査の未受検者に対する指導が重要だと考えておりまして、平成18年度予算で、未受検者の指導のために嘱託員5名を各地域振興局に配置して受検率向上のために努力してまいります。

また国庫補助金ですが、平成18年度から二つの交付金という形になりました。形は変わりましたが国の予算は前年同額の264億円が計上されました。それから、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合の単独浄化槽撤去費用が一部条件付で助成対象になりました。県としても、大変予算が厳しい中で前年同額の4億8千万円を措置したところであります。

浄化槽のすばらしさを社会的に認識していただくために、維持管理を徹底して推進することが重要であり、皆さんの日頃からのご努力をお願いいたします。

# 画 竜 点 睛



社団法人岐阜県浄化槽連合会  
会長 玉川 福和

この研修会は規制緩和のあおりを受けて、随分前に岐阜県では実施しないこととしました。ただ社団法人化してからは必要だと考えて毎年開催して現在に至っているわけではありますが、近年、行政関与の研修会は規制緩和からよくない、逆行しているということではなくなって来ました。

現在の日本のありようを見ると、規制緩和の進み方を間違えて、安心・安全を確保しなくてはならないのにそこも規制緩和してしまった。したがって、今の経済犯罪とか、さらには耐震強度偽装事件、あれも規制緩和がもたらしたものと思っています。民間の検査機関が全く機能していない、鉄筋が本来100kg必要なところが50kgでビルが建てられ地震が来ると倒れてしまうといわれる事件です。そこで浄化槽はどうかあということ私達は自ら考える必要がある。果たして検査機関による法定検査が十分住民の批判に耐えられるか、そのように一生懸命やっているか、保守点検も清掃もこれでいいのかということ絶えず自分達の視点でなくて住民の視点、第三者の視点で検証する必要があると私は思います。

せっかく合併浄化槽が日本で発明され、現在に至っておるわけではありますが、その浄化槽が年々設置されながら下水道に繋がれていく、これは間違った行為であると思いますが、国交省に言わせると浄化槽の維持管理はでたらめだ、だから下水道が必要だとおおっぴらに国会議員等に宣伝をして、下水道を防衛するという風潮もあります。そこで私達は、じゃあ浄化槽は下水道のつなぎの施設としてやっていくのか、将来どうあるべきかということ意識しながら毎日の仕事をする必要があると思う。1万人を下水道化しようと思うと150億円かかる。じゃあ浄化槽だとどのぐらいかかるのか、こういうことを私達は十分承知して住民の方にも説明できないといけない。こういう時代を私達が作り上げていく時が来ているなと思います。ただ単に法律で保守点検が決まっているから保守点検をするというのではなくて、私達が保守点検をすることにおいて、どんな波及効果があるかということ誰かが意識してきちんと説明出来るようになる必要がある。これは時代の要請とかではなしに、私達が自ら選んだ道として、そういう意識で行っていく必要がある。私は強い意志を持ってそれを実践していこうと思っています。

次の資料を見てください。

下水道管理費及び世帯当たりが支払うべき料金（計画人口；2万人）

事業年次	供用経年	供用率	下水道利用世帯 (世帯)	下水道管理費			下水道使用料 徴収金額 (4万5千円/世帯) (万円/年)	下水道料金 不足額 (万円/年)	世帯当たりが 支払うべき 下水道料金 (円/世帯・年)	下水処理 原価 (30m <sup>3</sup> /月) (円/m <sup>3</sup> )
				起債元年 償還費 (万円/年)	維持管理費 (万円/年)	合 計 (万円/年)				
1年			0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	
2年			0	1,344.0	0.0	1,344.0	0.0	-1,344.0	0	0
3年			0	4,368.0	0.0	4,368.0	0.0	-4,368.0	0	0

事業 年次	供用 経年	供用 率	下水道 利用世帯 (世帯)	下水道管理費			下水道使用料 徴収金額 (4万5千円/世帯) (万円/年)	下水道料金 不足額 (万円/年)	世帯当たりが 支払うべき 下水道料金 (円/世帯・年)	下水処理 原価 (30m <sup>3</sup> /月) (円/m <sup>3</sup> )
				起債元年 償還費 (万円/年)	維持管理費 (万円/年)	合計 (万円/年)				
4年			0	8,064.0	0.0	8,064.0	0.0	-8,064.0	0	0
5年			0	1億3,104.0	0.0	1億3,104.0	0.0	-1億3,104.0	0	0
6年			0	1億8,816.0	0.0	1億8,816.0	0.0	-1億8,816.0	0	0
7年	1	5%	333	2億5,072.0	1,776.0	2億6,848.0	1,498.5	-2億5,349.5	80万6,246	2,240
8年	2	10%	667	3億0,496.0	3,278.2	3億3,774.2	3,001.5	-3億0,772.7	50万6,360	1,407
9年	3	15%	1,000	3億6,528.0	4,704.4	4億1,232.4	4,500.0	-3億6,732.4	41万2,324	1,145
10年	4	20%	1,333	4億3,776.0	6,085.8	4億9,861.8	5,998.5	-4億3,863.3	37万4,057	1,039
11年	5	25%	1,667	5億1,968.0	7,436.0	5億9,404.0	7,501.5	-5億1,902.5	35万6,353	990
12年	6	30%	2,000	6億2,240.0	8,762.5	7億1,002.5	9,000.0	-6億2,002.5	35万5,013	986
13年	7	35%	2,333	6億8,368.0	1億0,070.2	7億8,438.2	1億0,498.5	-6億7,939.7	33万6,212	934
14年	8	40%	2,677	7億2,816.0	1億1,362.2	8億4,178.2	1億2,001.5	-7億2,176.7	31万5,629	877
15年	9	45%	3,000	7億7,265.0	1億2,641.0	8億9,906.0	1億3,500.0	-7億6,406.0	29万9,687	832
16年	10	50%	3,333	8億2,017.0	1億3,908.2	9億5,925.2	1億4,998.5	-8億0,926.7	28万7,804	799
17年	11	55%	3,667	8億7,185.0	1億5,165.4	10億2,350.4	1億6,501.5	-8億5,848.9	27万9,112	775
18年	12	60%	4,000	9億0,529.0	1億6,413.6	10億6,942.6	1億8,000.0	-8億8,942.6	26万7,357	743
19年	13	65%	4,333	9億2,353.0	1億7,653.7	11億0,006.7	1億9,498.5	-9億0,508.2	25万3,881	705
20年	14	70%	4,667	9億4,177.0	1億8,886.5	11億3,063.5	2億1,001.5	-9億2,062.0	24万2,262	673
21年	15	75%	5,000	9億6,001.0	2億0,112.6	11億6,113.6	2億2,500.0	-9億3,613.6	23万2,227	645
22年	16	80%	5,333	9億6,001.0	2億1,332.6	11億7,333.6	2億3,998.5	-9億3,335.1	22万0,014	611
23年	17	85%	5,667	9億6,001.0	2億2,546.8	11億8,547.8	2億5,501.5	-9億3,046.3	20万9,190	581
24年	18	90%	6,000	9億6,001.0	2億3,755.8	11億9,756.8	2億7,000.0	-9億2,756.8	19万9,595	554
25年	19	95%	6,333	9億6,001.0	2億4,959.9	12億0,960.9	2億8,498.5	-9億2,462.4	19万1,001	531
26年	20	100%	6,667	9億6,001.0	2億6,159.3	12億2,160.3	3億0,001.5	-9億2,158.8	18万3,231	509
27年	21	100%	6,667	9億6,001.0	2億6,159.3	12億2,160.3	3億0,001.5	-9億2,158.8	18万3,231	509
28年	22	100%	6,667	9億6,001.0	2億6,159.3	12億2,160.3	3億0,001.5	-9億2,158.8	18万3,231	509
29年	23	100%	6,667	9億6,001.0	2億6,159.3	12億2,160.3	3億0,001.5	-9億2,158.8	18万3,231	509
30年	24	100%	6,667	9億6,001.0	2億6,159.3	12億2,160.3	3億0,001.5	-9億2,158.8	18万3,231	509
31年	25	100%	6,667	9億6,001.0	2億6,159.3	12億2,160.3	3億0,001.5	-9億2,158.8	18万3,231	509
32年	26	100%	6,667	9億3,441.0	2億6,159.3	11億9,600.3	3億0,001.5	-8億9,598.8	17万9,391	498
33年	27	100%	6,667	8億7,681.0	2億6,159.3	11億3,840.3	3億0,001.5	-8億3,838.8	17万0,752	474
34年	28	100%	6,667	8億0,641.0	2億6,159.3	10億6,800.3	3億0,001.5	-7億6,798.8	16万0,192	445
35年	29	100%	6,667	7億1,041.0	2億6,159.3	9億7,200.3	3億0,001.5	-6億7,198.8	14万5,793	405
36年	30	100%	6,667	6億0,161.0	2億6,159.3	8億6,320.3	3億0,001.5	-5億6,318.8	12万9,474	360
37年	31	100%	6,667	5億0,560.0	2億6,159.3	7億6,719.3	3億0,001.5	-4億6,717.8	11万5,073	320
38年	32	100%	6,667	4億5,440.0	2億6,159.3	7億1,599.3	3億0,001.5	-4億1,597.8	10万7,394	298
39年	33	100%	6,667	4億0,320.0	2億6,159.3	6億6,479.3	3億0,001.5	-3億6,477.8	9万9,714	277
40年	34	100%	6,667	3億5,200.0	2億6,159.3	6億1,359.3	3億0,001.5	-3億1,357.8	9万2,034	256
41年	35	100%	6,667	2億9,440.0	2億6,159.3	5億5,599.3	3億0,001.5	-2億5,597.8	8万3,395	232
42手	36	109%	6,667	1億8,560.0	2億6,159.3	4億4,719.3	3億0,001.5	-1億4,717.8	6万7,076	186
43年	37	100%	6,667	1億1,520.0	2億6,159.3	3億7,679.3	3億0,001.5	-7,677.8	5万6,516	157
44年	38	100%	6,667	7,680.0	2億6,159.3	3億3,839.3	3億0,001.5	-3,837.8	5万0,756	141

- ・ 4万5千円/世帯(3人)を下水道料金とすると、起債元利償還期間内に下水道料金不足額は255億1千万円
- ・ 本来1世帯当たりが支払うべき年間の下水道料金は、17万9,391円/世帯(498円/m<sup>3</sup>)

まず下水道をやるとどうなるか。ここは私達が十分知る必要がある。住民よりもはるかに知っていなければいけない。この表を見ると(計画人口; 2万人)下水道が1年目から始まって26年目の20年間で100%になる。100%になった時に9億円の赤字になります。なぜかと言うと12億2,160万円が必要であるにもかかわらず、3億円しか回収できない。したがって9億円が赤字ですよという数字なんです。本来、下水道使用料金がいくらいるかと言いますと、1世帯が支払うべき金額は100%になった時でも年間18万円いります。よく下水道は安く浄化槽は高いという批判がありますが、下水道は

公費を投入して現在の料金体系が成り立っているのであって、100%皆さんが繋いでくれればなんとかなるというものではありません。

私達が今、浄化槽の維持管理をする中で何を意識しなきゃならないかというと、一日も早く下水道を止めないと市町村の財政は破綻するということです。国と地方の借金は1,000兆円を超えており、財政の立て直しを地方分権に期待しています。しかしながら、全国の市町村財政の借入残高は累増しており、今後新たな下水道事業が経営上成り立つとは考えられない。

次の表をご覧ください。

地方分権が進み地方交付税が縮減、廃止された場合（人口；2万人 下水道処理人口；2万人）

一般財源 ①	公債費 (平均値) ②	※1 公債費 負担比率 ②/①	下水道		下水道料金 不足額 ③	公債費②+下水道 料金不足額④	下水道料金 不足額を含む 公債費負担比率 ④/①
			供用 経年	供用率			
59億6,000万円	8億9,920万円	15.1%	1	5%	2億5,350万円	11億5,270万円	19.3%
			10	50%	8億0,927万円	17億0,847万円	28.7%
			20	100%	9億2,159万円	18億2,079万円	30.6%

※ 財団法人 地方財務協会「平成15年 市町村別決算状況調」を参考に平均的な数値を算出

※1 公債費負担比率は財政の健全性を損なわないための指標であり、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

平成18年 1月12日

地方分権に関する総務大臣の私的懇談会「地方分権 21世紀ビジョン懇談会」が、財政難に陥った自治体を対象に、「首長の経営責任」を照準とした民間企業と同じような破綻法制を作ることを検討。

今、ほとんどの市町村が地方交付税に頼って予算を立てています。人口；2万人として、この表によると一般財源は59億6,000万円。公債費が8億9,920万円。したがって、公債費負担比率は15.1%というのが全国的な平均です。そこへ下水道供用率が100%の時点で、下水道料金不足額9億2,159万円を加算すると18億2,079万円となり公債費負担比率は30.6%となる。この表は財団法人地方財務協会「平成15年市町村別決算状況調」を参考に平均的な数値を算出したものです。その次ぎに書いてあることが大事なんです。「公債費負担比率は財政の健全性を損なわないための指標であり、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。」ということです。その次ぎに平成18年1月12日の地方分権に関する総務大臣の私的懇談会「地方分権21世紀ビジョン懇談会」が、財政難に陥った自治体を対象に「首長の経営責任」を照準とした民間企業と同じような破綻法制を作ることを検討することとしました。なぜなら、このままいくと日本は沈没するからであります。私は全国各地で話をするとき、



私達のやりようで、日本が破綻に陥らないような舵取りを私達の力でお手伝いすることが出来る、そういう場所にいるんですよと言っているんです。

次の文章は清掃業界の全国団体の機関誌に私が書いたものですが、ここで紹介させていただきます。

## 私 の 選 択

全国環境整備事業協同組合連合会

会長 玉川 福和

私達業界はどこを目指すか！と問われた時、あなたは何を目標とし、人間としてどこを目指しますか？と問い返します。

私達の業の始まりであるし尿汲み取り業務は、戦後間もない昭和29年、法改正により市町村自ら行わなければならない固有の事務となったが、し尿処理場がないため、私達業界が生まれた。「わかりやすく」言い換えると、不法投棄を自ら行うことができないから、私達業者に収集運搬の許可を与え、許可以外の処分を不法投棄という手段によって処理してきた歴史的事実があり、そして50年経った今、私達がどういう位置に立っているか認識する必要がある。

平成15年度の下水道普及率は66%、このまま進むとやがて小さくなり消えて行くことになる。

私達業界の役割が終わり消滅することは、社会的には大した問題ではない。むしろ、浄化槽が有効に活用されないことの方が問題である。

浄化槽は日本で発明され、発展進化を遂げ、現在の小型合併浄化槽となった。世界に誇れるものであることは確かだ!!にもかかわらず、なぜシフトできないのか。その理由が私達業界にあるとするならば、私達の存在そのものが問われなければならない。

環境省は、維持管理に係わる各業務の関係や各業務の内容について、設置者から「わかりにくい」との声もあり、これが浄化槽に対する不信感に繋がっていることも否定できないことから、設置者の不信感を払拭し、浄化槽に対する信頼を確保する観点からも検討するとして、浄化槽専門委員会設置の趣旨として明確にした。

この問題をめぐる最大の論点は、保守点検業務の実施回数と業務内容にある。

保守点検業務の実施回数と業務内容については、現行省令で「通常の使用状態において表に掲げる期間ごとに1回以上」と規定されていることや、「駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、必要に応じて行う」と規定されていることから、一般家庭に設置されている浄化槽の場合で、年3回から年12回まで、業者によりその対応はまちまちである。また、「年12回点検」を行っている業者にとっては、消毒剤の補給のみを行って保守点検と称する「5分間点検」が蔓延するなどの問題点が内在する。

私達業界は、「わかりにくい」の原因になっている「以上」と「必要に応じて行う」の削除を要求した。

浄化槽の点検業務は「保守点検の技術上の基準」に明確に示されている。基準通り行くと1回当たり40分間必要であり、これを年に3回と示している。40分間必要であるものを5分間で12回行っているが、これはどのように取り繕っても正当化できるものではない。

消毒切れになるとの理由で過去、県、市町村において毎月点検を条例等で定めたところがあったようであるが、塩素化イソシアヌール酸を主成分とする有機系塩素剤を使用すれば膨化することなく、点検時に正しくスリットの調整をし満タン補充すれば、4ヶ月間は消毒効果は低下せず持続することは昭和50年代に解消済みである。

行政は必要のなくなった毎月点検条例を速やかに改正すべきであります。

平成17年12月14日、衆議院国土交通委員会において、構造計算偽装問題に関する証人喚問が行われ、本来は1㎡当たり100kg程度入れなければならない鉄筋が51kgしか入っておらず、検査機関素通りであったことが明らかとなった。

証人の一様に理由にならない言い訳を、国民の多くが自分自身が被害者の立場に立ち、腹立たしく思い聞いた。

浄化槽の設置者は、十分な情報もなく、交渉する時間すら与えられず、隣もやっているからと言われ契約しているのが現状である。いわゆる人の弱みにつけ込んだ商売といえる。

一部地域で現在も12回点検、5分間点検を行っている人達の「省令に『以上』となっている、点検時間は明確に示されていない、市の条例で定められているから裁判になっても逃げ切れる」「様子を見てから」などの言い訳は、まともな社会人の会話ではない。

下水道は国策であります。下水道未整備人口4,700万人を全て下水道化しようとする70兆円かかる。現在設置済みの浄化槽（合併）人口1,000万人を下水道に繋ぎ込む必要のないものと認知するだけで、15兆円の建設費が軽減できる。さらに、1,000万人を除外した残りの3,700万人の50%を浄化槽で整備すると、下水道建設費は27兆円減額、合計で32兆円もの金額である。

ではなぜ国、市町村はこんな簡単な方向転換ができないのか。

神奈川県葉山 下水道差し止め訴訟の判決文に下水道の維持管理は公、浄化槽は民であることをもって不安定だと指摘し理由とした。

私達が目指す将来像は、一日も早く改めるべきは改め、「わかりやすい」維持管理体制とし、住民が安心できる新たな生活排水処理システムを作りあげます。

今後の下水道は5万人以下の効率の悪いところに移ります。今まで以上に建設費がかかることになります。

私達が当たり前の仕事をすることによって、予想もしない大きな国費が軽減でき、今まで以上の生活排水処理が進むことになる。一般廃棄物の業界は発生の原点である「許可を与えれば不法投棄を勝手にしてくれる」「程度の低い人間」として位置付けられた我々が、今もお仕事に「誇り」を持つこともなく消えていくかの分岐点にいる。

いずれも、それぞれの「私の選択」です。





## 浄化槽法改正と 今後の維持管理の取組について

財団法人日本環境整備教育センター

理事 大森英昭

総合的視点で生活排水処理計画を立てなければならない。

昨年から現在までに、10県においてトップセミナーというのをやってまいりました。トップセミナーというのは何かというと、環境省の主催であります。下水道から浄化槽に至る生活排水対策の具体的な手段をどう採ることが財政面の改革と事業効果の発揮の上で大事なのかというを、首長、三役、議員を主たる対象として、今までの下水道行財政の結果と今後のとるべき道、特に浄化槽が環境影響も含めてどこに有利な点が存在しているのか、こういったことをトップクラスにレクチャーすることによって発想の転換を図っていただくというものであります。ここの話をしたときに、会場の首長、三役、議員さんからいろいろな質問や意見が出されました。特に市町村の議員さんの質問・意見であります。例えば、自分が選出された区域、あるいはその他の区域も含めて、環境管理をやる上で生活排水対策をどうしたらいいかといった議会の審議はあまりないらしいのであります。我が町の下水道事業についての審議及び予算の審議は単発では行われますが、その区域は下水道に好都合な条件の区域なのか、あるいは農集排とか、あるいは浄化槽といったものが好都合なのか、つまり、環境影響と費用負担、財政問題を含めて総合的に判断すべきであります。こういった形でのシステム的な提案は議会にはほとんど存在をしていない。つまり、下水道については審議したが、浄化槽についてはやってこなかったとおっしゃる。

それは議員さん、まずいんじゃないですか。議員というのは役人ではないので、一つ一つの事業を単発で審議する以上に、総合的な視点から、今、町当局はこの区域に特環下水道の提案をしているが、この区域の人口分布とか、地形とか、費用負担の現在、将来を考えて、町の特環下水道の計画よりも、この区域では浄化槽を活用する方が全体にとってプラスではないかと、こういったことを議員さんは町に提案して審議すべきではないでしょうか。ここのことを申しあげましたが、そうになっていないのであります。じゃあ、誰がやるのかと言えば首長さんだとおっしゃるわけです。しかし首長さんもいろいろで、自分の部下から専門分野の情報が与えられていない場合、客観的な判断が必ずしも適切であるとは限らないわけでありまして。結果的には、皆さんと勉強会をやる以外手がない。今まで10県やって来ましたが、その中から、会議が終わった途端に、ある助役さんが来て、我が町の状況から見てどう考え直したらいいのかとか、議員さんから、議会では大分違った観点から発言しなければならないという責任を感じましたという発言があったり、必ずしも歩留まりは高くはありませんがそういったこともあります。



技術面で浄化槽は下水道に勝る。

浄化槽というのは非常に財政面の改善対策として大きく扱われておりますが、じゃあ技術面ではどうなんだろう。浄化槽は今や下水道と同等以上の処理機能を発揮してきたといわれますが、私は浄化槽が逆転しているという認識を持っております。

ところが浄化槽は型式認定で性能評価が100%成立をして、いざフィールドに出したら、あそこを直せ、ここを直せと修正の連続であります。これで被害を受けるのは誰か。まず第1は設置者、次は維持管理業者であります。同じメーカーの同じ型式名のものが、出荷年次によって微妙に内部設備の構造機能に違いが生じている。何社の何型の何年の物かによって内部設備、機能の調整が違ってくるというような問題が出て来ております。大変困ったことでありまして、それをどう凌ごうかという維持管理上の問題があります。

そこで、先程申しあげた下水道と同等以上ということではありますが、皆さんの中にも公共下水道、特環下水道、農集排の管理を行っている方もいらっしゃると思いますが、管理月報、管理年報というのが事細かに書いて発行されております。その中に回分式というのがあります。特に特環の場合であります。流調のついている回分式というのはお目にかかったことがない。設計指針では必要があれば流調をつけるようにと書いてある。しかし必要があると認めた人は誰もいなかったらしい。そこで、ピーク流量変動で回分式ばっ気槽の汚泥界面の上がり下がりがどうなるのか。上澄水の引抜装置の運転条件からみて、定期的に汚泥が流出して当たり前である。同じ規模の特環で流調はいくつあるのか。本当に水がどっと来たら汚泥の流出を止めることができるのかということであります。

今、本気で考えて、浄化槽の7条、11条というものを農集排はやっている筈であります。公共、特環にそのまま適用してインスペクションしたら本当に100%「適正」という評価がされるんでしょうか。ひょとして、汚泥の搬出の規則正しさと量的な均等性を見ただけで、ここの処理施設が安定して動いているとは信じられないといった現場に7条、11条検査をやったら、先ず7条の段階で、設計上、施工上の不備というのは続出すると思われ。さらに11条の保守点検、汚泥調整、清掃がいかにかんがわれたかということについては結構出てくる筈であります。この7条、11条が浄化槽にあるということは、工事、保守点検、清掃を行い、なおかつ不特定多数の条件で使われている浄化槽を、第三者が公的な立場で客観的なインスペクションをやる。つまり、これだけの保証が法定検査によって担保されているのであります。どっちが安心できるのか。先程のお話にもあった、民の契約による管理は信頼できないといったような話もあります。じゃあ、官が関与していれば信頼できるのでしょうか。下水道は官の仕事、浄化槽は民の仕事だからというのは違うと思うのであります。

下水道は100%繫ぎ込みが終わっても赤字は続く。

よく下水道の会計担当の人達は、ほぼ100%近く繫ぎ込みが終わったらこの赤字は大幅に改善されると平気でおっしゃいますが、一つ完全に忘れていることがある。30年から40年経った頃には処理施設及び管路施設、特に管路施設は更新の時期に入ってきます。元金が大きい程、更新時の財源も多額となります。

我が国ではなぜ上水道料金より下水道料金が安く設定されているのか。ヨーロッパやアメリカでは、

上水道料金 1 に対して1.8から2.3。アメリカ西海岸などに行きますと 2 から3.6ぐらいが下水道料金です。これは誰もが納得している。我が国では下水道料金の回収は非常にお粗末であります。したがって、下水道特別会計に交付税とか一般会計から補填しております。こういうことが下水道では平然と行われている。ヨーロッパの人達にこの話をすると、びっくり仰天して、一般会計から納税者に無断で下水道会計に補填してその首長は選挙で落ちないのか、担当者は首にならずに済むのか、うちの国なら一発で落選で首だと言いますね。

下水道管理者は透明性の高い説明責任を果たす義務がある。

そこで最初、生活排水処理計画を作るときに集合処理と個別処理、即ち下水道、農集排と浄化槽との組み合わせ計画を立てる必要がありますが、これは精神がまだ統一されていない。昨年、国の汚水処理施設整備交付金というのが出来ました。2 省以上にまたがる事業を地域で組み合わせる計画を立てたときに業種間と年次間の融通が出来る交付金です。問題は市町村です。一つの地域に対していかなる生活排水処理計画を立てることが最も合理的か、つまり財政負担、ユーザーの費用負担と法的な費用負担と環境影響を考えたとき、こういう総合施策の検討ができるシステムになっているかどうかといったことが非常に大きな課題です。例えばある首長が下水道、農集排と浄化槽の組み合わせでこの地域は考えようと言わない限り、国の財源措置は下水道の方へ行ってしまう。そして企業会計でやれば大赤字を生ずることとなる。そこで総務省は公営企業の決算状況を見て大きな改革を主張したのです。下水道使用料金の値上げと企業会計、自覚と説明責任であります。この後に、国交省がさらに強烈になる。「下水道管理者はその内容を明白にして、議会・住民に対する説明責任を持っていることをもういっぺん自覚せよ。」と書いているのです。こういった透明性の高い説明責任を果たさなくて将来の下水道を維持することは出来ないと国交省の管理指導室長は言っておるわけです。要するに、総務省も国交省も下水道事業はこういう改革をしなきゃ市町村は困りますよということを私達は言いましたよ、後は都道府県・市町村の実態がどうゆうふうになっていくか、そっち側の問題ですよと言っているわけでありませう。

浄化槽法改正で、公共用水域への放流水質と維持管理に対する強烈的な指導強化を規定。

浄化槽法が改正されて、公共用水域の水質保全、放流水質の規定ができました。国民契約は怪しいというようなことを言っていたことに対して、法律で都道府県は法定検査の受検、維持管理に対する強烈的な指導強化をやるという法的根拠を好むと好まざるとにかかわらず規定してしまったわけでありませう。そこでもう一つ、今、設置整備事業と市町村整備推進事業があります。私達は実は個人が手を挙げる設置整備事業よりも市町村整備推進事業の方が有効だと考えている。なぜかと言うと、地図の上で明確に浄化槽区域を計画的に設定して面整備をすることが出来るからです。そうすれば、その地域は将来の下水道計画の検討対象区域から初めから外してよい区域になるんですね。

11条検査の徹底と関係業者の結集が大切。

法定検査の11条検査をもっと徹底したいと県はおっしゃった。県はどうゆう情報を根拠に施工とか保守点検・清掃に対して技術指導・助言の強化を図るのか。どうも11条検査結果かららしい。そこで

法定検査に対して最も関心を持たなければならない人は、設置者以上に保守点検業者・清掃業者であります。最終的に自分がプロとしてやってきた仕事はどういう評価をされたか、あるいはどうゆう質問をされ、どうゆう指摘を受けたかということに対処することです。例えば、プロアー設置場所から本体までどれぐらいの距離が送れる範囲ですかという質問が出たとする。あなたはどれぐらいの距離でどれぐらいの損失があったのか、実測した経験値はお持ちじゃないんですかと言われると、まずはメーカーの仕様書に頼らざるを得ないでしょう。例えば電磁式のプロアーで磁力を計って比べれば非常に強力になっておる。少なくとも15m ぐらいまでは大丈夫ですとなる。もしプロアーの容量が小さ過ぎたからもう1基つけたらいいだろうと、こういうことが起きるんです。一つの浄化槽に、工事の専門家、保守点検・清掃の専門家、機器・設備の診断技術、こういったものがやっぱり結集されなきゃならないのです。

今の法定検査7条・11条があるというのは、工事・保守点検・清掃があって、なおかつ不特定多数の条件で使われている浄化槽を第三者が公的な立場でインスペクションをやる。つまり、これだけの保証制度が法定検査によってかぶせられている。

法律が強化されて、都道府県・市町村の運用の問題になりますが、その前に強化されなければならないのは浄化槽に関する民間業者の認識を新たにすることです。ほんの少し悪いものがあつたら悪い悪いと言われる。ほんの少しできの悪い業者があつたらこんな悪い業者がいると言われるのでありまして、関係者全員が改めて心すべきであります。

#### 改めて浄化槽のメリット。

ところで下水道は大量の水を集めて1点に放流する。これが海岸端なら大変であります。河口に大きな処理場を造って河口海域に放流したばかりに、その海域が淡水化されて漁業問題のトラブルを起こしたということは千葉などざらに存在している。あるいは内陸部で下流部に水を集めて処理したら、上流部の水路や河川の水が減少して、未接続による汚水のために水質汚濁が進行するし地下水まで減った。もう一遍、下流から上流にポンプで環境維持用水を戻すといったばかなことをやったりするんです。ところが浄化槽の場合は放流水がBOD20以下に処理されており、この小水量が面的に流下していく間に自然浄化も重なり非常にきれいな水になって流れていきます。また地震に対しての安全性は実証済みであり、個別分散処理というのは、例え発生源がトラブってもその個別分のところだけの損害で済むんです。浄化槽で出来るだけ整備することが有利であります。

#### 現場の技術者以上に経営者の業務が増大した。

最後に申し上げておきますが、今回の浄化槽法改正によって都道府県・市町村は国の言っている改正内容を運用するために大きな努力をしなければならないが、それ以上に保守点検・清掃業界が自分達の毎日の仕事内容が、将来の浄化槽産業がなくなるか、存続するかを決めることになる。否応なしに法定検査機関や市町村の情報管理システムの中で真剣勝負をしていくということですね。最後は精神論じゃあないんです。先程言った記録を作る、診断書を作る、治療対策を明確にする。これだけでも相当な努力が求められる。特に、その中で現場へ行く技術者以上に経営者は今まで以上に自らがなすべき業務が増大したと考えております。

今回の浄化槽実務者研修会では、前もって会員の皆さんから質問・意見を募りましたところ沢山の応募をお寄せいただきました。

質問が集中したのは

- ①保守点検の回数と点検に必要な時間
- ②合併浄化槽の下水道への接続問題

であります。誌上にパネリストの方々の回答を掲載しますのでしっかりお読みいただきたいと思います。また、法定検査機関やメーカーに対する個別の質問も多く寄せられており、受講者には修了証書と併せて回答集をお送りしました。

---

## 質 疑 応 答

### 質問・意見に対するパネリストの回答

〔パネリスト〕

岐阜県廃棄物対策室長	宗宮 康浩
財団法人日本環境整備教育センター理事	大森 英昭
社団法人岐阜県浄化槽連合会会長	玉川 福和
岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会会長	中村 保
財団法人岐阜県環境管理技術センター浄化槽検査課長	田中 義勝

〔質問〕 他県より転居されたお客様が、以前は毎月保守点検をしていたが毎月しなくていいのですかと聞かれて、法律では年3回以上となっていて私達は保守点検・清掃・法定検査の3業種が連携して管理しているので、年3回の保守点検で浄化槽は十分機能するし良好な水質も保てますと説明しましたが、浄化槽法改正もあり、現在の維持管理のあり方等についていろいろ検討されていると聞きました。今後どのようにしていくのか教えてください。

大森英昭 今後どのようにしていくかということは、法律で決まる前に浄化槽という汚水処理施設の機能を維持するためにはどの程度で管理をしていかなければならないのかという、先ず技術論が先行するだろうと思います。年3回やっているのと、12回やっているのでは処理機能として何がどう違うのかということを考えなきゃいかんだろうと思います。岐阜県方式で保守点検をやっている場合、11条検査結果はどうなっているのか、また他県で12回点検をやっているようなところの11条検査結果と比較してどうなのか、法定検査機関の方からお聞かせいただけませんか。

田中義勝 法定検査という立場から言いますと、現在、岐阜県では20人槽以下で年12回点検をされているところはありません。そこで毎月点検をやる必要があるのかということになりますが、私達はそ



の必要はないと思っております。場合によっては、必要のないことを行っているのが不適正の判定になりますね。そこで12回点検を行っている県と3回点検の岐阜県と比べて何が違うのかということですが、維持管理上の問題という面から言えば何も変わりません。というのは、技術上の基準、維持管理ガイドライン、それからメーカーの維持管理要領書等に沿ってきちっと点検が行われれば何も毎月やる必要はありません。消毒剤も現在のものは4ヶ月間十分保つようになっております。

大森 岐阜県の11条検査で年3回の保守点検を行った結果、特に維持管理上の問題で不適正なものは何%ぐらいあるんですか。

田中 3%ぐらいです。

大森 なるほど。法定検査結果を比較していくと、年12回やっている県と岐阜県方式もほとんど11条検査の判定の中身は変わらないということなんですね。岐保協の窪田さん。貴方は実際に現場をおやりになっていて、いわゆる簡単な言葉で保守点検、機能調整という言葉がありますがどんな作業をおやりになっているんでしょう。

窪田浩一（岐保協） 今年12回点検ということですが、先ず第1に何を12回点検するのか。時間も5分間とか聞きますが5分間で出来るのは消毒剤の補充ぐらいかなという感じです。ですから、5分間の点検の中で機能を回復させるとかいった作業は全くしていないんじゃないかと思います。岐阜県では最近ですが保守点検記録票を新しくしました。みんなその保守点検記録票で作業をしているわけです。機能調整ですが最近のコンパクト型浄化槽については、バルブの操作とか、流量の調整、移流水とか、そういったものの調整をきちっとやっついていかないと良い放流水が出ません。そういった調整をするには最低でも40分ぐらいはかかると思います。

大森 1回で少なくとも40分はかかる。あるいはそれ以上の現場もある。型式によってもあるし使用条件によってもあるということですね。そうすると、良い水質を維持しようと思ったら4ヶ月に1回、年3回ではなく、もっと回数を増やしていくほどもっと良い水質が出るような機能調整が出来るだろうというふうにお感じになりませんか。

窪田 私には年3回という法定回数の中でスムーズに運転していける状態を保つような作業をしております。消毒切れとか、ブローアの停止とか、そういったことも回避できる自信がありますのでそれ以上の回数を行うことは無駄なことだというふうに思います。





大森 今日ではメーカーの方も参加されておりますが、どなたかお願いします。

鈴木 弘（フジクリーン） メーカーとしては浄化槽を作る段階で点検回数は国の方で決められておりますので、それ以内で管理ができるということを中心に作っております。私も現場を廻って見ている者ですが、さっき保守点検の方が言われた通りですが、やることをきっちりやれば十分いけると確信を持っております。

大森 フジクリーン以外のメーカーの方も同じような考えで生産されているということでよろしいでしょうか。

それでは私の考えを申し上げます。環境省にもお伺いしたんですが、通常の使用状態で「3回以上」の「以上」という文言は何を指すのかと。これは法令の文章を作るときのマニュアル的なものがあって、数字を書いたら「以上」とか「以下」とか「程度」とか、何かそういうものが入るのが普通なんだそうであります。今、コンパクト型を中心として最も重要なことは清掃時期の判断技術だと思います。これは点検調整回数を増やすことによって解決できる問題ではないんじゃないかと考えます。

窪田 清掃の時期については、合併浄化槽は年1回の清掃という最低のものがありますので、それに照準を合わせたという形で汚泥の返送作業をしている部分もあります。

大森 やはり1回1回の点検調整をいかに丁寧にやるかということが重要である。私も通常の使用状態で4ヶ月に1回というのは妥当であろうと考えていますが、もし足りないとしたら、1回1回の作業が技術的に十分でないという問題かなという気がします。それから通常ではない使用状態というのは、当然設置者に使用条件の改善を求める必要もあるし、装置の破損であるとか、施工上の問題であれば当事者責任と改善というものが実施されなければなりません。特に、今後は法定検査結果に基づく維持管理の行政指導強化といった点で異常な状態がそのまま継続使用になるということは無くなると思います。したがって、技術論で言えば現在の岐阜方式で十分成立すると考えます。

〔質問〕 消毒剤をお客様自身で管理されている浄化槽の消毒切れも、当然法定検査で不適正になりますが、それも保守点検業者の責任の範囲ですか。

田中 点検から点検の間の最低4ヶ月の間、きちっとした消毒がされていなければならないというのが浄化槽管理士の責務です。浄化槽には維持管理ガイドラインというものがあ、その中にも処理水と消毒剤の接触状況、残留量の確認と補充、また補充については点検記録に記載しなさいとなっています。たとえ消毒剤をお客様の方で買われて管理されていても、消毒切れは浄化槽管理士の責任ということで取り扱います。

〔質問〕 不適正の浄化槽についてどう対応するのでしょうか。業者、設置者に対する指導・勧告・罰則はどこまでやるのでしょうか。それから行政は維持管理の未契約者を把握しているのでしょうか。

宗宮康浩 いわゆる不適正浄化槽につきましては、毎月法定検査機関から県に法定検査報告という形でいただいております。そのうち特に重大かつ悪質な不適正については県から設置者等に対して個別に文書指導、電話指導、立入指導等を実施しております。そこでどこまで指導するかということですが、法的には勧告・命令・罰則というような措置がとれることになっておりますのでケースごとにするということになりますが、県内では今までに罰則まで至ったケースはありません。ただ昨年度、合併浄化槽を設置しても生活雑排水を繋がないという未接続浄化槽があるということで重点的に指導に取り組みましたが、その際には文書指導の中で罰則も辞さないという強い文面の指導文書を出して大きな

効果を挙げたという実績もあり、今後は個々の事例の状況に応じて効果的な方法で対応していきたいと考えております。

維持管理の未契約者の把握については、今回の法改正によりまして県に法定検査未受検者の指導監督の規定が追加されましたので、今回の予算の中で各振興局に1名ずつ嘱託の職員を配置することになっており、その者を中心に個別訪問等をして未受検者対策に重点的に取り組んでいくことにしております。

〔質問〕 県・市町村は単独浄化槽から合併浄化槽への転換を今後どう促進するつもりですか。

宗宮 転換の促進ということで、設置者への財政的支援という方法がありまして、国においてはようやく来年度から一部条件付きながら単独浄化槽の撤去費用について補助対象になりました。県としてもさっそう来年度の予算要求の中に撤去費の補助が出来るような予算要求をしているところです。現在、岐阜市をはじめ4市町村で独自の補助制度を作っておられますが、他の市町村においても国・県と連携して補助が出来るような制度の整備を来年度以降早々をお願いしていきたいと考えております。

〔質問〕 県は市町村に権限委譲は出来るのでしょうか。出来るとしたら何が出来るのでしょうか。

宗宮 権限委譲は県の条例で県の持っている事務を市町村に権限委譲することは可能であり、浄化槽に関する事務も、現在県がやっております届出の受理から関連業者の指導、報告徴収、立入等々を権限委譲することは出来ます。実際に権限委譲の内容とかいろいろ違いはありますが20都道府県で既に権限委譲が行われております。県としては、やはり浄化槽の問題というのは住民に密接な問題であるということで細かい対応が必要だということもあり、今後市町村への権限委譲を進めていきたいと考えております。

\*合併浄化槽を下水道へ接続する問題については、沢山の質問・意見が寄せられました。その中から次の4問が質問されました。

〔質問1〕 下水道区域の合併浄化槽を下水道に切り換えたいとのお客様の要望があった場合の対応はどうしたらよいのでしょうか。合併浄化槽は下水道と同等の水処理が出来るので下水道に切り換える必要はないと説明していますがよろしいでしょうか。

〔質問2〕 1基でも多く合併浄化槽を残せるようにと、昨年11月に下水道料金のお知らせのチラシを配り、現在第2弾のチラシを配布していますが、なかには下水道へ切り換えたいという設置者の方がいます。こういった設置者に対して各社の対応はどうすればいいのでしょうか。また組織としてはどうしていくのですか。

〔質問3〕 プロアーの故障が下水道への接続の引き金となってしまうケースがありますが、どのように対処したらよろしいでしょうか。

〔質問4〕 下水道の管路が整備されると、市町村は住民に対して受益者負担のことや接続等に関する説明会を開きますが、説明会では下水道経営は赤字になり多額の税金が使われることは伏せておき、浄化槽は下水道に繋がなければならないと説明されるところが多いようで住民もそうゆうふう認識しているようです。説明会では下水道経営のことは実態や見通しについて住民が理解できるようわかりやすく説明し、また合併浄化槽は恒久的な施設であると認識していただけるような説明会をする必

要があるとおもいますがいかがでしょうか。

玉川福和 合併浄化槽は下水道と同等の水処理が出来るので下水道へ切り換える必要はないという説明だけでは十分でないと思う。今日、私が説明したように下水道はこのようにお金がかかるんですよ。将来的には18万円必要となるという説明。さらには、そうしないと市町村は破綻しますよと。その点を十分説明した上で繋ぐ必要はないと、こういう説明をしてください。説明するのは保守点検、清掃、法定検査の方、さらには浄化槽担当の行政の方。行政の方も情報公開は当然のことです。行政だから説明しにくいというのは間違った考えです。正しい情報を発信する義務がありますのでお願いします。1基でも多く合併浄化槽を残すということは当然であります。もうそろそろ私達も下水道はよくないということの確証を持つ必要があります。下水道を布設して接続をしても赤字は増える一方です。じゃあ環境問題はどうかと言うと、以前、タウンミーティングをやりました時に、どこかの住民の方が川にメダカが戻ってくるから下水道をやってほしいと言われた。その時パネリストから、下水道で川が無くなって、川が無いのにどうしてメダカが戻るんですかという対話があったことを非常に印象的に思い出しますが、もうそろそろ明確に意思表示をしていいと思います。

チラシについても、第3弾、第4弾を作っていきますが、ここに今日は施工の方もお見えなんで、施工の方は浄化槽を設置する、あれだけいいものを設置しながら一方では下水道への繋ぎ込み工事をする。いずれでも仕事をすればいいんだという対応は大変よくないと思います。

大森 下水道法は都市計画法の都市施設として11条に位置付けられている。下水道を都市計画区域に造らなきゃいかん、ゆえに下水道法が必要となって成立したという話であります。昨年の11月に規制緩和、民間開放といったことに関する国民からの提案の公募があったときに、ある地方公務員の方が、この下水道の後に浄化槽も都市施設として入れるべきではないかという提案をされました。それについて12月の初めに国交省が回答しました。その中身は11条に示された都市施設は「都市施設として位置付けられた施設を列挙したものであって、都市施設として位置付けられない施設の排除を行うものではない。」というものです。したがって、浄化槽は都市施設に入っていないが現行法のままで設置は可能であるという回答であります。行政の方は国交省のホームページを見ていただくとこの通り出てくると思いますので是非ご覧になって法令上の解釈と運用面をご検討いただきたい。少なくとも浄化槽の設置は都市計画区域で出来るというのが、現在国交省の解釈です。

中村 保 プロアーの故障が下水道への接続の引き金になってしまうということは考えられます。プロアーが止まると浄化槽は死んでしまいます。死ぬと臭くなる。浄化槽ってこんなに臭いんだったら、じゃあ下水道に切り換えようかということも当然起こってくるような気がします。そこで、保守点検の器具・機材の中に風量計というのがありますが、現在持っていない方もおりますので、今回組合の方で風量計の説明と購入斡旋を行いました。圧力計と風量計の両方に使える物です。300台程の注文がありました。これをフルに活用すればプロアーが止まっておるということは随分解消されるのではないかと考えております。

田中 下水道料金のお知らせのチラシをお配りいただいたわけですが、私達検査員に直接とか、また検査機関に電話でどうゆうことなのかという形で質問をいただいております。玉川会長のお話にあったように、下水道料金は1世帯当たり18万円かかっているんですよという説明をしております。1基

でも多くお客様との会話を通じて浄化槽を残していただけるよう検査をさせていただいております。宗宮 私ども環境部局としては、今回の法改正によって浄化槽の維持管理の徹底に関して権限が与えられたわけでありますので、その趣旨を十分くみ取って、浄化槽が下水道と同等の性能を有するというので、浄化槽の維持管理の徹底を県の立場として十分やっていきたいということを申し上げたいと思います。

中村 今日は市町村の方もお見えなんで一言お願いをしたいのは、数年前に廃対協とらくら協議会が覚書を交わしました。それは合併浄化槽は下水道に繋がなくてもいいという文章です。でもそうゆうふうには書いてありません。いわゆる未処理の生活排水は下水道に繋ぐけれども、処理された水は繋がなくてもいいという内容になっています。つまり、合併浄化槽で処理された水は下水道へ繋がなくてもいいという解釈です。それを忠実に実行していただきたいと思います。

玉川 下水道法で3年以内に接続すると書いてありますが、全国で3年以内に接続していないところはもう殆どですよ。したがって、この法律は機能していないと思うので改正を要求していきたい。もう一つ、住民の方に合併浄化槽は恒久的施設であることを認識していただけるような説明会を行う必要があります。住民参加の中でやらないと意味がないと思う。住民の方に、おそらくこの公債費負担比率の話も具体的にすれば十分理解は得られると思うんです。その時は役所の方の応援も要りますのでよろしくをお願いします。

#### \*メーカーに対する質問 回答集別添

玉川 メーカーに対する質問や回答を聞いているといろんな問題点があるなあと思います。ただ対応の仕方を明確に記録で報告していただきたい。そこで年1回、製品の評価をしたいと思っています。評価は公平に、欠席裁判はいたしません。このような形で対応しますのでメーカーの方は最善を尽くして良いものを作ってください。設置者は悪い物を買ったつもりはない。しかし良し悪しの選択をした記憶もない筈なんです。売られたから買ったので使ってからしかわからない。問題が起きるとお金がかかるといったことが起きてはならんわけですから、そういう事のないような対応をお願いします。





# 浄化槽保守点検記録票(単独・合併50人槽以下)

( 3 年間保存 ) 検 印

保守点検日時: 年 月 日( : ~ : )		前回保守点検日: 年 月 日		巡回用途: ら契・自契・契外	
前回清掃日: 年 月 日		法定検査実施日: 年 月 日		らくらく番号:	
施設名称(使用者名等) 名称 住所		TEL		自社番号:	
浄化槽管理者(設置者) 名称 住所		TEL		行政番号:	
保守点検業者 名称 住所 TEL		登録番号 管理士番号 管理士名		地図番号: 建築用途:	
メーカー名		型 式		処 理 方 式	
処理対象人員		流入ポンプ槽 有・無		放流ポンプ槽 有・無	
容 量		積算流量計(量水器) 有・無		前回ダイヤフラム交換日	
m <sup>3</sup> 前回ブロワ交換日		年 月 日		年 月 日	

1 水 質 項 目		前	回	今	回	1 水 質 項 目		前	回	今	回
① 天 候						⑧ 1次処理流出水透視度	cm			cm	
② 好気性生物反応槽内DO	mg/l					⑨ 2次処理流出水透視度	cm			cm	
③ 沈殿槽流出水のNO <sub>2</sub> -N						⑩ 放流水残留塩素濃度	mg/l			mg/l	
④ 処 理 水 の pH						⑪ 処理水のNO <sub>x</sub> -N	mg/l			mg/l	
⑤ 処理水の塩化物イオン	mg/l					⑫ 処理水のNH <sub>4</sub> -N	mg/l			mg/l	
⑥ 汚泥沈殿率SV30	%					⑬ 処理水のPO <sub>4</sub> -P	mg/l			mg/l	
⑦ 槽 内 水 温	℃										

点 検 項 目 又 は 作 業 状 況		前	回	今	回	点 検 項 目 又 は 作 業 状 況		前	回	今	回	
2 使用状況	① 実 使 用 人 員	人		人		11-2 担 体 槽	① 担体の状況(摩耗等)					
	② 積 算 流 量 読 み 値	m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>			② 担体の流動状況					
	③ 日 平 均 汚 水 量	m <sup>3</sup> /日		m <sup>3</sup> /日			③ 担体の充填状況					
	④ 流 入 の 状 況											
3 プロワ制御機器	① ブロワの作動状況					11-3 生 過 槽	① 担体の状況(摩耗等)					
	② 制御・安全機器の作動状況						② ろ過装置流入部の水位					
	③ 沈殿槽汚泥引抜ポンプの設定	回/日	分/回	回/日	分/回		③ 逆洗装置の設定		回/日		回/日	
					④ 逆洗装置の作動状況			分/回		分/回		
4 循環装置	① 循環装置の作動・調整状況					⑤ 担体の充填状況						
	調整前	ℓ/分		ℓ/分		12-1 沈 殿 槽	① 越流せきの水平・固定状況					
5 流量調整装置	調整後	ℓ/分		ℓ/分		② スカムの生成状況		cm		cm		
	① 流量調整装置の作動・調整状況					③ 汚泥の堆積状況		cm		cm		
6 駆体・スラブ・マンホール	調整前	ℓ/分		ℓ/分		12-2 処理水槽	① スカムの生成状況		cm		cm	
	調整後	ℓ/分		ℓ/分		② 汚泥の堆積状況		cm		cm		
7 管 渠	① マンホール等の破損状況					13 消 毒 槽	① 汚 泥 の 状 況					
	② スラブの変形・破損等						② 消毒剤の接触・調整状況				残留量	
	③ 駆体の変形・破損						③ 消毒剤の消費状況		補充量		錠	
	④ 荷重(槽上部)の状況					14 流 入 ・ 放 流 ポンプ槽	③ 消毒剤の消費状況		錠		錠	
	⑤ 駆体の浮上・沈下の状況						① 自動制御機器の作動状況					
	⑥ 漏 水 の 状 況						② No.1 ポンプの作動状況					
	⑦ 駆体の水平の状況						③ No.2 ポンプの作動状況					
	⑧ 雨水・土砂の混入の状況						④ 配管・配線(漏電等)の状況					
8 空気配管(理設管)	① 管渠の接合状況					15 腐敗タンク方	⑤ スカム及び汚泥の状況					
	② 管渠の破損						① 散水ろ床の状況					
	③ 雨水・地下水・土砂の流入状況						② 平面酸化床の状況					
	④ 流入管渠の勾配の状況						③ 単純ばっ気室の状況					
	⑤ 放流管渠の勾配の状況						④ 注 水 の 状 況					
	⑥ 放 流 管 の 状 況					16 各 単 位 装 置 共 通	① 衛生害虫の発生状況		一 次	二 次	一 次	二 次
	⑦ スライム等の付着状況						② 臭 気 の 発 生 状 況					
9-1 一次処理装置共通第1室	① 閉 塞 の 状 況						③ 槽内水の越流状況					
	② 破 損 の 状 況						④ 水位上昇の状況					
	③ 移 流 口 の 状 況						⑤ 短絡水流の状況					
9-2 一次処理装置共通第2室以降	① スカムの生成状況		cm				⑥ 内部設備の変形・破損の状況					
	② 汚 泥 の 堆 積 状 況		cm				⑦ 隔壁の破損の状況					
	③ 移 流 口 の 状 況					17 点検	次回保守点検予定 ( ) 月					
10 好気性生物反応槽共通	① ばっ気攪拌の状況					18 清掃	予定 ( ) 月 ・ 早急に必要					
	② 空気配管等(閉塞・破損)					特記事項・連絡事項						
	③ 微小後生動物の増殖状況					ブロワ交換日 年 月 日 ダイヤフラム交換日 年 月 日						
11-1 接 触 ば っ 気 槽	① 接触材・移流部の状況											
	② 剥離汚泥の状況											
	③ 生物膜の状況											
	④ 逆洗装置の作動状況											

A 正常です。 B 調整しました。 C 部品の交換等の改善を行いました。 D 要観察、次回の保守点検まで様子を見ます。 E 部品の交換、修理等の改善が必要です。  
★室及びタンクは処理方式により槽とする。



## 都道府県別汚水処理人口普及状況

(平成16年度末)

都道府県名	汚水処理人口 普及率	総人口 (千人)	汚水処理 人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落 排水施設等 (千人)	浄化槽 (千人)	うち			コミュニティ ・プラント (千人)
							浄化槽市町 村整備推進 事業等分 (千人)	浄化槽設置 整備事業分 (千人)	左記以外分 (千人)	
北海道	90.7%	5,632	5,107	4,880	86	142	50	50	42	—
青森県	60.0%	1,469	881	691	108	81	13	26	41	1
岩手県	62.3%	1,397	870	619	104	135	12	81	42	13
宮城県	81.4%	2,348	1,912	1,696	84	126	8	61	57	6
秋田県	67.1%	1,164	781	575	112	94	20	46	28	—
山形県	76.2%	1,219	928	755	86	87	9	48	30	—
福島県	62.1%	2,108	1,308	865	118	324	24	170	129	2
茨城県	69.6%	2,989	2,081	1,465	148	452	7	139	306	16
栃木県	68.4%	2,008	1,374	1,086	80	204	5	153	45	5
群馬県	62.3%	2,021	1,258	865	112	251	26	141	83	31
埼玉県	82.0%	6,997	5,736	5,007	67	635	24	158	453	27
千葉県	76.4%	6,015	4,598	3,759	45	783	6	250	527	10
東京都	98.7%	12,168	12,013	11,946	2	62	2	29	31	2
神奈川県	95.8%	8,644	8,281	8,128	0	153	0	33	120	0
新潟県	68.9%	2,446	1,685	1,371	189	121	18	45	58	4
富山県	84.0%	1,116	938	780	93	60	3	25	32	5
石川県	79.9%	1,172	936	807	75	47	4	18	26	8
福井県	78.0%	822	641	505	89	47	2	26	19	0
山梨県	66.2%	881	583	455	17	104	3	26	76	7
長野県	87.7%	2,193	1,923	1,534	222	163	16	96	51	4
岐阜県	77.1%	2,106	1,624	1,264	108	250	6	93	151	2
静岡県	62.8%	3,774	2,371	1,890	26	424	18	184	222	32
愛知県	75.4%	7,063	5,329	4,411	148	756	22	203	531	14
三重県	65.3%	1,858	1,213	663	81	465	6	186	273	5
滋賀県	94.3%	1,359	1,282	1,063	115	104	5	29	70	—
京都府	90.4%	2,565	2,319	2,209	42	68	3	29	36	1
大阪府	91.9%	8,651	7,955	7,629	0	324	3	31	290	1
兵庫県	96.1%	5,571	5,352	4,908	198	163	8	85	70	84
奈良県	77.8%	1,435	1,116	952	5	154	6	25	123	6
和歌山県	38.1%	1,067	407	143	39	225	12	112	101	—
鳥取県	79.5%	612	487	333	104	46	8	19	19	3
島根県	58.8%	747	440	247	109	78	23	38	18	5
岡山県	67.5%	1,955	1,320	940	37	342	25	189	128	1
広島県	76.0%	2,868	2,181	1,815	48	318	24	112	182	1
山口県	70.4%	1,505	1,059	784	64	211	7	108	96	0
徳島県	36.6%	819	300	93	20	180	16	85	79	6
香川県	56.9%	1,027	584	365	17	201	23	114	65	1
愛媛県	59.5%	1,491	887	615	37	228	25	104	99	8
高知県	54.7%	805	440	221	24	193	24	94	75	2
福岡県	80.0%	5,014	4,010	3,468	45	462	51	235	176	36
佐賀県	58.2%	874	509	318	63	127	15	71	41	1
長崎県	67.1%	1,502	1,007	762	47	184	21	103	59	15
熊本県	68.1%	1,858	1,265	999	66	198	21	135	42	2
大分県	58.6%	1,225	717	481	30	205	16	137	52	1
宮崎県	65.8%	1,173	772	530	56	182	26	119	38	3
鹿児島県	58.6%	1,763	1,033	636	41	352	33	246	74	3
沖縄県	71.4%	1,372	980	835	34	111	14	3	93	—
全国計	79.4%	126,869	100,793	86,365	3,439	10,618	713	4,507	5,398	371

(注) 総人口、整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。  
 総人口には、総務省発表の住民基本台帳人口を使用。  
 整備人口0人の場合は、「—」で表示

浄化槽法定検査の受検状況（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

7条検査

都道府県名	実 施 率	
	全 数	うち合併
北海道	97.5%	97.5%
青森県	<u>100.0%</u>	<u>100.0%</u>
岩手県	96.9%	96.9%
宮城県	100.0%	99.8%
秋田県	<u>100.0%</u>	100.0%
山形県	93.2%	93.0%
福島県	92.1%	91.9%
茨城県	86.5%	86.0%
栃木県	100.0%	100.0%
群馬県	100.0%	100.0%
埼玉県	33.5%	33.5%
千葉県	39.9%	39.8%
東京都	52.8%	52.8%
神奈川県	47.4%	47.3%
新潟県	88.6%	88.6%
富山県	94.4%	95.6%
石川県	95.3%	94.8%
福井県	84.3%	84.4%
山梨県	55.1%	55.1%
長野県	77.1%	77.1%
岐阜県	99.8%	99.8%
静岡県	74.4%	74.4%
愛知県	45.1%	45.1%
三重県	<u>100.0%</u>	<u>100.0%</u>
滋賀県	100.0%	100.0%
京都府	91.0%	91.0%
大阪府	100.0%	100.0%
兵庫県	<u>100.0%</u>	93.9%
奈良県	100.0%	100.0%
和歌山県	94.4%	94.2%
鳥取県	99.7%	99.6%
島根県	100.0%	100.0%
岡山県	100.0%	100.0%
広島県	94.3%	94.3%
山口県	89.6%	89.6%
徳島県	100.0%	100.0%
香川県	100.0%	100.0%
愛媛県	100.0%	100.0%
高知県	90.1%	89.9%
福岡県	100.0%	100.0%
佐賀県	100.0%	100.0%
長崎県	95.7%	95.6%
熊本県	100.0%	100.0%
大分県	96.0%	96.0%
宮崎県	<u>100.0%</u>	<u>100.0%</u>
鹿児島県	100.0%	100.0%
沖縄県	92.8%	92.8%
合計	84.0%	83.8%

（参考H15 84.4% 84.3%）

11条検査

都道府県	実 施 率	
	全 数	うち合併
北海道	52.5%	80.7%
青森県	35.3%	55.0%
岩手県	58.3%	63.8%
宮城県	76.5%	88.2%
秋田県	49.0%	69.4%
山形県	45.9%	75.0%
福島県	5.3%	11.3%
茨城県	7.8%	17.7%
栃木県	44.8%	39.9%
群馬県	10.8%	10.6%
埼玉県	3.5%	11.3%
千葉県	4.5%	13.1%
東京都	5.2%	17.5%
神奈川県	9.9%	32.5%
新潟県	8.5%	52.5%
富山県	11.9%	47.3%
石川県	7.4%	54.0%
福井県	6.4%	17.1%
山梨県	5.2%	27.1%
長野県	17.6%	22.0%
岐阜県	80.1%	95.2%
静岡県	2.6%	14.6%
愛知県	5.5%	29.4%
三重県	20.4%	36.5%
滋賀県	13.6%	17.4%
京都府	12.6%	35.7%
大阪府	2.7%	9.8%
兵庫県	30.2%	62.6%
奈良県	10.2%	46.7%
和歌山県	11.3%	34.4%
鳥取県	27.8%	61.1%
島根県	19.3%	61.9%
岡山県	77.1%	93.6%
広島県	18.4%	46.3%
山口県	47.0%	59.2%
徳島県	32.5%	58.0%
香川県	13.5%	24.2%
愛媛県	13.8%	68.1%
高知県	52.2%	73.7%
福岡県	50.9%	76.4%
佐賀県	69.1%	83.2%
長崎県	65.3%	71.5%
熊本県	41.1%	73.6%
大分県	17.9%	59.0%
宮崎県	9.8%	28.8%
鹿児島県	8.7%	10.5%
沖縄県	3.7%	25.6%
合計	17.9%	40.4%

（参考H15 16.5% 39.1%）

（注）検査実施基数が検査対象基数を上回っている場合は実施率を100%とした（下線部）